

# 魚沼市 地域づくり関連助成制度について

(詳細につきましては、各事業の担当窓口にお問い合わせください)

No.	助成事業名	事業概要	対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助率・限度額等	申請期限等	窓 口
1	公園・広場整備費等補助金	自治会が管理する公園・広場、その付帯施設及び遊具の整備又は修繕に要する経費の一部を補助する。	自治会、町内会又はその連合組織	公園・広場、その付帯施設及び遊具の整備又は修繕	・公園・広場の新設、改修費 ・付帯施設及び遊具の購入、改修及び修繕費 ・用途廃止に伴う原状回復に要する経費	【事業規模】10万円以上 【補助率】1/2 【限度額】50万円	【事前申請】前年度10月中旬締切	・地域創生課 (自治振興係) 電話:792-9752 ・北部事務所 (地域づくり係) 電話:797-2360
2	集会施設建設費等補助金	自治会が地域活動を行うため、拠点となる集会施設建設、購入又は修繕に要する経費の一部を補助する。	自治会、町内会又はその連合組織	①新たな集会施設の建設 ②既存集会施設の増築 ③既存集会施設の改修 ④既存集会施設の解体 ⑤既存建物を集会施設とするため、当該建物の購入 ⑥集会施設の維持管理上必要と認められる修繕	・新築、増改築事業費(電気、ガス、給排水、衛生その他の附帯設備を含む。) ・建物の解体費(廃材処分費)を含む。 ・設計監理委託費 ・建物の購入費 ・修繕、改修事業費	H32.4.1から改正 【事業規模】50万円以上。 ただし、3月末の平均世帯未満のときは、 $50万円 \times (1 - (\text{平均世帯数} - \text{世帯数}) \div 100)$ の計算式より算出した額以上とする。 【補助率】 ・平均世帯以下の場合 $(0.5 + (\text{平均世帯数} - \text{世帯数}) \div 100) \times 100$ ・平均世帯を超える場合 $(0.5 \times \text{平均世帯数} \div \text{世帯数}) \times 100$ ただし、割合が30%未満のときは30%、90%より大きいときは90%とする。 【限度額】 ①～⑤1,000万円 ⑥100万円	【事前申請】前年度10月中旬締切	・地域創生課 (自治振興係) 電話:792-9752 ・北部事務所 (地域づくり係) 電話:797-2360
3	コミュニティ活動助成事業補助金	コミュニティ活動の一層の推進を図るため、コミュニティ活動に係る経費の一部を補助する。	コミュニティ協議会及び設立のための協議組織	①コミュニティ協議会設立支援事業 ②地域振興計画策定事業 ③コミュニティ協議会活動推進事業	①、②ワークショップ、先進地視察、啓発費等(報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金) ③運営、活動費(報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金補助金、償還金、積立金、公課費)	【限度額】 ①10万円 ②20万円(計画書完成年度は50万円) ③100万円	随時受付	・地域創生課 (自治振興係) 電話:792-9752 ・北部事務所 (地域づくり係) 電話:797-2360
4	高齢化対策共助事業補助金	高齢化率の高い地域において、市民が互いに助け合いながら、安心して有意義に暮らすための取組みに要する経費の一部を補助する。	次の要件をすべて満たす、単独の自治会を有するコミュニティ協議会(協議会未組織地区は単独自治会又は隣接自治会で組織する団体) ・高齢化率40%以上 ・高齢者のみ世帯率35%以上 ・人口減少率10%以上	①除雪組合運営事業 ②高齢者世帯日用品等買い物代行事業	①除雪機械(原則バックホウ)に係る経費(借上料、燃料費、修繕料、保険料、作業員賃金)、屋根雪処理に係る経費(保険料、作業員賃金)、事務作業に係る経費(費用弁償、消耗品費、印刷製本費、手数料) ②代行員への手当 【代行員手当】 ・基本額:300円/日 ・加算額:50円/件	①補助対象経費から利用者負担金を差し引いた額 【利用者負担金】 ・要援護世帯:1千円/時間×人数 ・空き家等:2千円/時間×人数 ・その他:実費 ②補助対象経費から利用者負担金を差し引いた額 【利用者負担金】 ・100円/件	随時受付	・地域創生課 (自治振興係) 電話:792-9752 ・北部事務所 (地域づくり係) 電話:797-2360

No.	助成事業名	事業概要	対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助率・限度額等	申請期限等	窓口
5	魚沼市交流事業補助金	県外の都市、地域、又は団体との交流人口の拡大を推進するため、自治会等が交流活動を行うために要する経費の一部を補助する。	自治会、体育協会加盟団体又は規約を有する任意団体	①地域間交流事業 ②スポーツ交流事業 ③友好都市との交流事業に関する活動支援 ④その他市長が必要と認めた事業	講師等謝礼、会場及び車両借上料、有料道路使用料、燃料費、消耗品費、報償費(賞品、景品、記念品)、講師等の食事代、旅費、講師等宿泊費	【補助率】1/2 【限度額】 市内実施:2万5千円 県外実施:7万円	随時受付	・地域創生課 (まちづくり係) 電話:792-9752 ・北部事務所 (地域づくり係) 電話:797-2360
6	バス待合所設置等事業補助金	路線バス利用者の利便のため、バス待合所の設置、増改築、改修又は修繕に係る経費の一部を補助する。	自治会、町内会又はその連合組織	①新たなバス待合所の設置 ②既存バス待合所の増改築 ③既存バス待合所の改修 ④バス待合所の維持管理上必要と認められる修繕	・新築、増改築、改修又は修繕に要する経費(待合用の椅子、その他付帯設備を含む) ・設計管理に要する経費	【事業規模】3万円以上 【補助率】1/3 【限度額】30万円	随時受付 (予算終了次第締切)	生活環境課 (交通対策係) 電話:792-9766
7	防犯灯取替・設置	自治会が防犯灯を新設又は故障による取替をするときの器具提供	自治会	自治会が管理する防犯灯の新設又は故障による取替	LED防犯灯の灯具	予算の範囲内	随時受付	生活環境課 (交通対策係) 電話:792-9766
8	コミュニティ助成事業(宝くじ助成事業)	集会施設やコミュニティ活動備品の整備費の一部を助成する。	自治会、団体	①一般コミュニティ助成事業 ②コミュニティセンター助成事業 ③地域防災組織育成助成事業等	①コミュニティ活動に必要な備品 ②集会施設の建設 ③防災用備品 等	①【限度額】250万円 ②【補助率】3/5、【限度額】1,500万円 ③【限度額】事業区分により30万円~200万円 等	【事前申請】前年度8月下旬締切	地域創生課 (自治振興係) 電話:792-9752
9	アメリカシロヒトリ等害虫防除事業	①地区住民団体が行うアメリカシロヒトリ等害虫防除に要する経費に対し、補助金交付を行う。 ②市有動力噴霧器の貸出 ③防除薬剤の現物支給	自治会、コミュニティ協議会	アメリカシロヒトリ等害虫防除事業	①同事業を実施するために使用する高所作業車及び高出力動力噴霧器のレンタル費用 ②積載量が1トン以上の車両レンタル費用 ③市有動力噴霧器の貸出 ④防除薬剤の現物支給	①【限度額】防除対象害虫ごとに1申請者3万円(予算の範囲内で調整あり) ②【限度額】防除対象害虫ごとに1申請者につき、左記① 3万円(予算の範囲内で調整あり) 左記② 1万円(予算の範囲内で調整あり) ただし、コミ協の場合、[上記金額]×[構成する自治会数]が上限額	随時受付	生活環境課 (環境対策係) 電話:792-9766
10	環境美化運動(回収事業)	自治会、関係事業者等が、地域の実情に応じて行うポイ捨てごみの回収事業に対し、ごみ袋を無償で配布する。	自治会、関係事業者等	環境美化及び空き缶等散乱防止対策事業(回収事業)	市指定ごみ袋	自治会に指定ごみ袋を過去の実績に応じて配布。事業者、団体等については、要望があれば配布。	毎年 2月下旬配布	生活環境課 (環境対策係) 電話:792-9766

No.	助成事業名	事業概要	対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助率・限度額等	申請期限等	窓口
11	環境美化運動 (啓発事業)	啓発事業として、「ポイ捨て禁止」看板及び「犬のフンは持帰ろう」看板を申込のあった自治会に配布する。	自治会	環境美化及び空き缶等散乱防止対策事業 (啓発事業)	「ポイ捨て禁止」看板及び「犬のフンは持帰ろう」看板	現物支給(予算の範囲内で配布枚数を調整)	毎年 2月下旬配布	生活環境課 (環境対策係) 電話:792-9766
12	花いっぱい運動	公共施設、道路、公園等の公共的空間で自治会、老人クラブ等が行う花の植栽運動に対し花苗を現物支給する。 希望する団体には肥料も支給する。	公共的空間を管理する自治会、町内会、老人クラブ、コミュニティ協議会等	花いっぱい運動事業	花の苗及び肥料	現物支給(予算の範囲内で申請団体への配布数を調整)	毎年 3月下旬申込書配布 4月中旬申込締切	生活環境課 (環境対策係) 電話:792-9766
13	廃棄物収集施設修繕費等補助事業	管理者である自治会が行う廃棄物収集施設の設置費用及び修繕費用の一部を補助する。	自治会	廃棄物収集施設(クリーンハウス、ごみの家、ごみステーション等)の設置及び修繕にかかる費用	①施設の設置又は更新 ②施設の修繕	左の①②とも、2万円※を超える費用の補助(限度額:①20万円②15万円) ※世帯数が40戸未満の自治会は、世帯数×500円を超える費用の補助	6月頃受付開始 (約1ヶ月間) 7月中交付決定 ～年度末実績報告額の確定 緊急は随時受付	生活環境課 廃棄物対策係 電話:792-3055
14	原材料支給制度	自治会等が行う農業用施設、林道、市道及び流雪溝の有効利用、事故の防止及び維持管理労力の節減を図るための施設整備に対し原材料を支給する。	受益者で構成する団体又は自治会	農道、用排水路、林道、市道及び流雪溝の整備	農道、用排水路、林道、市道及び流雪溝の整備に必要な原材料費	1団体20万円以下	随時受付	農林整備課 (農地係、林政係) 電話:799-4603 新庁舎:793-7740  建設課(維持係) 電話:799-4601 新庁舎:793-7990  北部事務所 (北部整備係) 電話:797-2360
15	重機借上げ制度	自治会等が行う土木作業で、重機を借上げて行うことがある場合にその費用の一部を負担する。	受益者で構成する団体又は自治会	市道及び流雪溝等の整備	市道及び流雪溝等の整備に伴う重機借上げ料	1団体20万円以下	随時受付	・建設課(維持係) 電話:799-4601 新庁舎:793-7990  ・北部事務所 (北部整備係) 電話:797-2360

No.	助成事業名	事業概要	対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助率・限度額等	申請期限等	窓口
16	里山整備事業補助金	里山整備と木材の利活用を図るため、下草刈・伐採・搬出に係る経費の一部を補助する。	里山整備・木材活用に取り組む法人、林業認定事業者、生産森林組合、3名以上で組織する団体(木炭生産を主業とする者を除く)	里山等の薪炭林の伐採・集材搬出作業	・薪炭林の伐採費から搬出費に係る経費 ・チェーンソー安全講習受講料	・伐採費 310,000円以内/ha ・集材費 18,000円以内/m <sup>3</sup> 4～8月は6,000円以内/m <sup>3</sup> 加算(搬出材を自己使用する場合は3,000円以内/m <sup>3</sup> ) ・講習会受講費 実費(上限11,000円/人)	5月上旬に計画書取りまとめ	農林整備課(林政係) 電話:799-4603 新庁舎:793-7740
17	「緑の募金」記念植樹事業	「緑の募金」の積極的な取り組みと緑の重要性を普及啓発することを目的として、植樹用苗木を無償配布する。	自治会、コミュニティ協議会等	自治会等が実施主体となり、集会施設・公園等を活用して、地域住民の参加により行われる植樹事業	・植樹用苗木(緑化木)	無償配布 (「緑の募金」の前年実績を元に決定される市町村分配金の範囲内で調整を行う。)	【募集時期】 7月～8月 【配布時期】 10月頃	農林整備課(林政係) 電話:799-4603 新庁舎:793-7740
18	森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業	里山林の保全管理や資源利活用のための活動に対し、一定の費用を補助する。	NPO法人、3名以上で組織する団体、生産森林組合、自治会、コミュニティ協議会等	①里山林を維持するための活動 ②集落周辺の広葉樹の伐採搬出 ③伐採木の利活用(薪や炭) ④侵入竹除去、竹林整備 など	次に係る経費 ・雑草木の刈り払いや集積処分 ・作業道の整備、風倒木や不良木の除去、植栽 ・鳥獣害防止柵の設置や緩衝帯の整備 ・伐採木の薪や炭及びキノコ原木利用等	①、②、③ 120,000円/ha ④ 285,000円/ha	前年度の3月上旬に計画書取りまとめ	農林整備課(林政係) 電話:799-4603 新庁舎:793-7740
19	中山間地域等直接支払交付金事業	中山間地域等の条件不利地域(傾斜地等)と平地とのコスト差(生産費)を支援します。	5年以上継続して耕作を行う農業者等で構成した団体(集落協定、個別協定)	農業生産活動等(耕作放棄地発生防止、草刈り、泥上げ、等)対象農用地の保全活動 多面的機能を増進する活動 農用地保全向上に向けた体制整備の実施	対象農用地管理者への配分及び左記に係る経費等	田 急傾斜 21,000円/10a 緩傾斜 8,000円/10a ※集落戦略を作成しない場合は交付単価8割	【申請期限】 6月30日	農政課 (企画係) 電話:799-3485 新庁舎:793-7647
20	多面的機能支払交付金事業	農用地、水路、農道等の地域資源の保全にかかる共同活動に要する経費を補助する。	農業者、地域住民等で構成される活動組織	(1)農地維持支払 地域資源の基礎的な保全活動(水路の草刈り・泥上げ、農道の路面維持等) (2)資源向上支払(地域資源の質的向上を図る共同活動) ①施設の軽微な補修(水路、農道、ため池の軽微な補修等) ②農村環境保全活動(植栽による景観形成等) ③多面的機能の増進を図る活動(遊休農地の有効活用等) (3)資源向上支払(施設の長寿命化)老朽化が進む水路等の補修・更新等	左記の活動にかかる日当、資材費、重機借上料、工事請負費、事務費等	R1実績見込み (1)田 3,000円/10a 畑 2,000円/10a (2)田 2,400円/10a 畑 1,440円/10a (3)田 4,400円/10a 畑 2,400円/10a ※取組を5年間以上継続している農用地及び(2)及び(3)と一緒に取り組む場合については、(2)の単価は0.75を乗じた額となる。 ※(2)の③に取り組めない場合は、(2)の単価は5/6を乗じた額となる。	【申請期限】 6月30日	農政課 (企画係) 電話:799-3485 新庁舎:793-7647

No.	助成事業名	事業概要	対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助率・限度額等	申請期限等	窓 口
21	定住促進事業補助金	定住促進及び空き家の適正管理を図るため、新規住宅の取得、空き家バンクを利用した住宅の賃貸・取得に係る経費の一部を助成する。	①空き家バンクに登録された住宅を購入又は、借り上げた者 ②新築住宅を取得したU・I・Jターン者	①空き家バンクに登録された住宅を購入又は、借り上げた者 ②新築住宅を取得したU・I・Jターン者	住宅取得費 住宅の1月当たりの家賃	取得費の1/2(100万円上限) 家賃の1/2(2万円上限) 予算の範囲内	随時	地域創生課 (まちづくり係) 電話:792-9752
22	若者定住就職奨励金	市内事業所に就職し、6ヶ月以上継続雇用されているU・Iターン者又は新規学卒者に奨励金を交付する。	・U・Iターン者 本市に転入し、市内事業所に就職し6ヶ月以上雇用されている者。 ・新規学卒者 学校を卒業と同時に市内事業所に就職し6ヶ月以上雇用されている者。	/	/	10万円	随時受付	商工課 (商工係) 電話:792-9753
23	U・Iターン促進住宅支援事業補助金	U・Iターンにより市内事業所に就職する者が、市内の民間賃貸住宅に居住する場合、家賃等に係る費用を補助する。	・45歳未満のU・Iターン者で住民登録から180日を経過していない者 ・市内事業所に正規雇用されている者。	居住している民間賃貸住宅	①賃貸住宅家賃から、住宅手当を除いた実質家賃負担額の一部 ②賃貸住宅契約時の初期費用の一部を補助	①家賃月額1/2、上限月額30千円、2年を限度 ②契約額の2/3、上限120千円	随時受付	商工課 (商工係) 電話:792-9753